

創業支援・フロー図

STEP1
創業について
創業するには？
相談場所は？

STEP2
どのような創業をするか
事業内容・事業計画は？

STEP3
創業を開始・継続するには
創業資金は？
資金計画は？

創業

北杜市創業支援事業計画内で
認定された各創業支援機関
(認定支援機関)

北杜市商工会

ワンストップ窓口、創業計画策定シート、事業計画策定支援
創業サークル、経営なんでも相談室、専門家派遣、各種助成制度
ブラッシュアップ

STEP4
創業後のフォローは？

**創業
希望者**

若者
女性
IJU
(イジュ)
ターン者

北杜市

創業支援ネットワーク連携窓口

創業希望者のステップ毎に
各連携先・支援制度紹介等

経営革新等認定支援機関 (市内金融機関・税理士)

融資相談、税務相談
事業計画等の相談
各機関補助、融資制度

山梨県信用保証協会

金融相談、信用保証
事業計画策定支援

(公財)やまなし産業支援機構

起業家養成セミナー
創業等相談(よろず支援拠点)
設備貸与、知的財産相談

北杜市

創業促進支援事業
(創業補助金)
許認可、各種手続

北杜市

創業促進支援事業
(利子補給、保証料免除)

商工会

(公財)やまなし産業支援機構
経営革新等認定支援機関
窓口相談、ノウハウ提供
経営革新認定機関連絡会内
情報共有によるフォロー

上記フロー図の他、一定の条件を満たした方は特定創業支援事業認定者としていくつかのメリットを受ける
ことができます。(詳細は次ページ)

特定創業支援事業及びそのメリットとは

【特定創業支援事業】：上記認定支援機関により一定の条件のもと支援を受けた方は、**特定創業支援事業認定者**として以下のメリットを受けることができます。

（１）具体的にどのような支援を受ければよいのか

市町村または創業支援事業者が創業希望者等に行う継続的な支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓の４つの知識が全て身につくような事業を指します。北杜市においては、次ページのとおり各支援事業者にてメニューを実施予定であり、メニュー毎の認定要件を満たしていただく必要があります。

（２）特定創業支援の認定を受けた際のメリットとは

- ① 会社設立時における登録免許税の軽減措置
- ② 創業関連保証の特例
- ③ 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足
- ④ 国が行う創業・第二創業促進補助金への応募が可能（詳しくは<http://sogyo-hojo-28.jp/index.html>）

【①登録免許税の軽減措置】

○ 会社※¹設立時の登録免許税の減免について

（１）創業を行おうとする者又は創業後５年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※²を受けることが可能となります。

登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に市町村より発行された認定証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※¹ 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※² 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

（２）特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

（３）本市（区町村）が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

【②創業関連保証の特例】

○ 創業関連保証の特例について

（１）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援※¹を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に市町村より発行された認定証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※¹ 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

（２）特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の者が支援対象の要件となります。

（３）本市（区町村）が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

【③創業融資制度の要件充足】

○ 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

（１）特定創業支援事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

（２）創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

特定創業支援事業各種メニュー

【実施主体】 メニュー名

- 概要
- 開催時期
- 認定要件

【北杜市商工会】

創業サークル

○ 概要

最小2名からサークルを形成し、講義を受講することが可能。

- マンツーマンに近い指導
- 1サークル毎にコーディネーター1名を配置。きめ細かく自分にあった項目を無駄なく受講可能。
- 都合の良い日程で講義日程はコーディネーターとの調整により各サークルで設定可能。決められた日程の中で行われる従来の創業セミナーと比べ、より気軽により柔軟な日程で創業の学習を行うことが出来るため、現在就業者中で創業を検討されている方も受講可能。

○ 開催時期

受講者の任意

○ 認定要件

長期的な支援を行うため1ヶ月以上の期間で5回以上の受講。

1日1時間から。計15時間以上の講義を受講し、必須とされている4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）が身についたと認められるもの。

ワンストップ窓口

○ 概要

創業に係る基本事項から創業時の資金繰りまで、ワンストップで相談を受け付け幅広く対応

- 創業に対する様々な課題に対応
- 商工会の保有するネットワークにより、必須4項目について各専門家による相談対応が可能。
- また、創業事業計画書の作成支援も行うため、具体的な事業構想が無い方も気軽に相談可能。
- 伴走型支援
- 事業計画作成支援から創業資金等に対する各種助成相談など、長いスパンで支援を行う。

○ 開催時期

受講者の任意

○ 認定要件

長期的な支援を行うため1ヶ月以上の期間で5回以上の受講。

1日2時間から。計10時間以上の講義を受講し、必須とされている4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）が身についたと認められるもの。

【山梨中央銀行】

アグリビジネス スクール

○ 概要

全国的にも珍しい農業経営に特化したビジネススクール。

- 農業経営に対する多角的な支援
- 農業生産法人の経営者、県内大学及び各分野専門家の講義を、座学だけでなく視察などの課外講座も交えて実施。
- 基本事項の習得だけでなく、最新の農業経営について受講可能。
- 農繁期（6月から9月）に負担の少ないカリキュラムを設定。

○ 開催時期

4月から3月（計14回開催）

○ 認定要件

指定されている6回の講義の受講、且つ7割以上出席し、必須とされている4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）が身についたと認められるもの。

創業・第二創業 スクール

○ 概要

経営の基礎知識やノウハウを学び、自身のビジネスプランを作り上げていくスクール。

- 複数の講師陣による手厚いサポートが可能。
- 受講後、山梨県信用保証協会の創業関連保証制度を利用し、創業者向け制度融資を利用する場合、保証料の割引（△0.2%）および融資利率の優遇（△0.1%）を受けることが可能。

○ 開催時期

7月

○ 認定要件

指定されている4回の講義の受講、且つ7割以上出席し、必須とされている4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）が身についたと認められるもの。

【甲府信用金庫】

山梨県国中地域 創業スクール

○ 概要

アイデアの創出から開業までを学び、ビジネスプランの作成までができるスクール。

- 創業前、創業後の事業経過におけるきめ細かいサポート。
- 受講終了後も相談に応じ、必要に応じて、財務・労務管理・IT・マーケティング・ものづくりなど各分野の専門家を、ポータルサイト「ミラサボ」を通じた専門家派遣事業を活用して派遣する。

○ 開催時期

11月～12月（1ヶ月以上）

○ 認定要件

長期的な支援を行うため1ヶ月以上の期間で4回以上の受講。

指定されている4回の講義の受講、且つ7割以上出席し、必須とされている4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）が身についたと認められるもの。

【（公財）やまなし 産業支援機構】

起業家養成セミナー

○ 概要

基礎知識からビジネスプラン作成まで創業における一連の指導を実現。

- 経験豊富な専門家による指導
- 創業希望者や学生等を対象に創業における様々な課題に対し、座学及び実習をとって最適な解決策を指導する。
- 指導に当たっては、支援経験豊富な専門家を講師とし、左記各創業支援事業者とも連携を取りながら継続的にフォローしていく。
- また、セミナー後の個別相談にも対応。

○ 開催時期

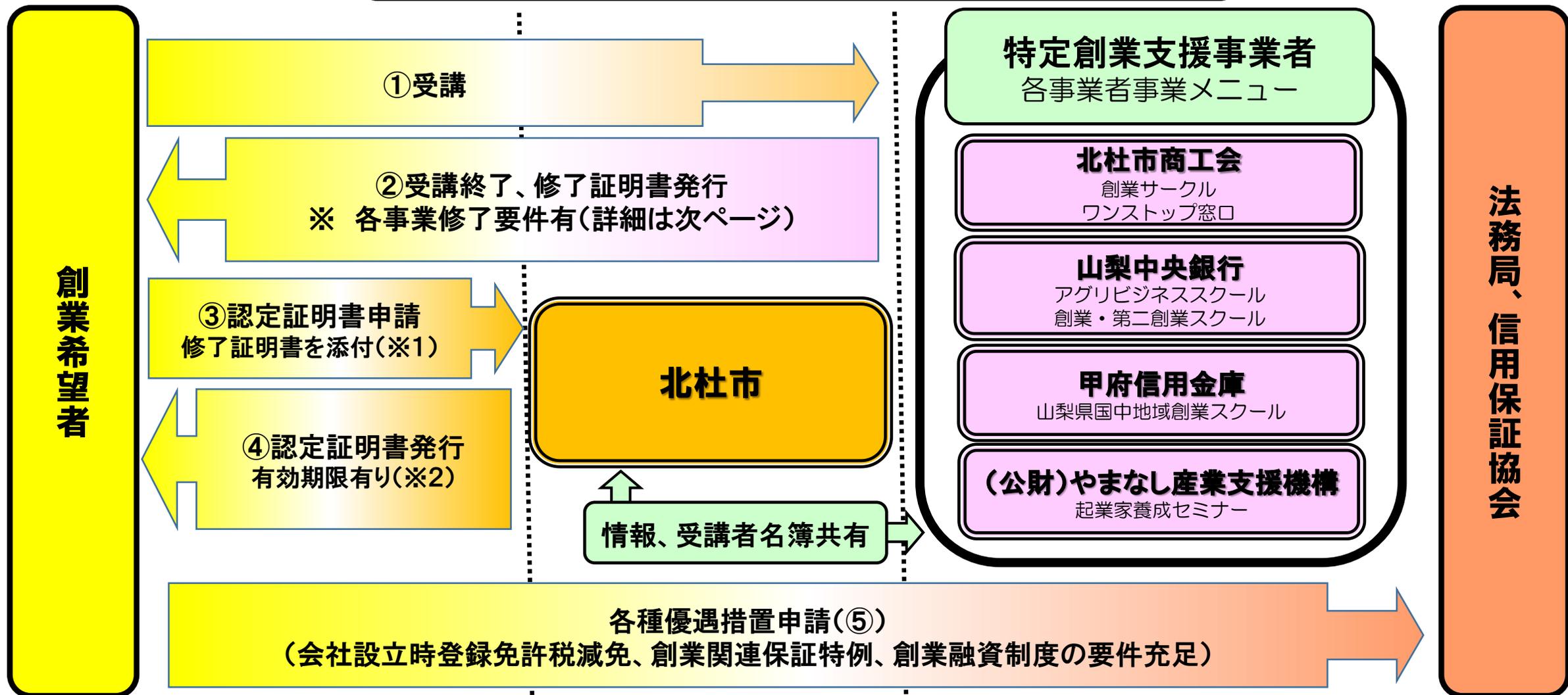
未定（平成29年度は10月に実施）

○ 認定要件

- 年1回、1ヶ月程度の期間内に全4回行われる講義全てに出席。必須とされている4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）が身についたと認められるもの。

上記特定支援事業の他、北杜市では独自の創業促進支援策として創業補助金等を平成28年度より創設しました。上記創業支援事業計画を含め、ご不明な点につきましては北杜市商工・食農課商工担当（0551-42-1354）までご相談ください。

特定創業支援事業フロー図(①~⑤)



(※1) 修了証明書については、特定創業支援事業者より受講後発行されます。

(※2) 市より発行されます認定証明書については、有効期限がありますので上記メリットを受ける際には注意してください。